

〔国制度〕ひとり親世帯臨時特別給付金のご案内

☎ 子ども課 子ども支援係 ☎62-9237

子育てと仕事を一人で担うひとり親世帯について、新型コロナウイルス感染症の影響による子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金を支給します。

給付金には「基本給付」と「追加給付」があり、それぞれ手続きが異なりますのでご注意ください。



◆支給対象者等

給付の種類	支給対象者	支給額	申請等
(1)児童扶養手当受給世帯等への給付 【基本給付】	①令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている方	1世帯5万円、 第2子以降1人につき3万円	申請不要 (児童扶養手当の振込) 口座へ振り込み予定)
	②公的年金給付等(遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など)を受けていることにより、児童扶養手当の支給を受けていない方 ※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限る		申請が必要です (町窓口へ備え付け又は県ホームページにある申請書に記入し係へ提出)
	③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった方		申請が必要です (同上)
(2)収入が減少した児童扶養手当受給世帯等への給付 【追加給付】	④上記①、②の支給対象者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少しているとの申し出があった方	1世帯5万円	申請が必要です (同上)

「教育のまち・子育てのまち・学び続けるまち富士見」を目指して

富士見町

教育委員会だより

第176号

令和2年8月1日発行
富士見町教育委員会編集
☎62-9235
kodomo@town.fujimi.lg.jp

8月
定例教育委員会
8月5日(水)
午前9時30分～
役場2階 教育長応接室
傍聴歓迎

子どもに関する
なんでも相談
月曜日～金曜日
午前8時30分
～午後5時15分
☎62-9233
家庭・教育・子育て
相談員

8月16日
(第3日曜日)は
家庭の日・
家庭読書の日

感染症対策とともに熱中症予防も併せて注意しましょう。



児童扶養手当・特別児童扶養手当受給者の皆さんへ

☎ 子ども課 子ども支援係 ☎62-9237

支給要件の審査のため「現況届」等の提出をお願いします。この届を提出しないと以後の手当が受給できません。提出書類等は該当の方に送付した通知をご確認ください。

また、新規申請について等のお問い合わせは、上記へお願いします。

